○尾張旭市街づくり (狭あい道路路線整備) 支援要綱施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱(平成31年4月1日施行。以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(推進団体の認定申請等)

- 第2条 要綱第6条第1項の規定による申請は、街づくり推進団体認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。
  - (1) 団体の規約、会則又はこれに類するもの
  - (2) 団体の役員及び構成員の名簿
  - (3) 団体の活動区域を示す図面
  - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、要綱第6条第2項の規定による決定をしたときは、街づくり推進団体認定通知書(第2号 様式)又は街づくり推進団体不認定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 要綱第6条第3項の規定による変更又は解散の届出は、街づくり推進団体変更(解散)届出書(第 4号様式)により行うこととする。

(推進団体の認定期間)

- 第3条 要綱第6条第2項の規定により認定を受けた推進団体(以下「推進団体」という。)の認定期間は、認定の日から3年とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを延長することができる。
- 2 要綱第13条の規定による提案をした計画案が、要綱第14条第1項の規定により承認されたときは、 当該推進団体の認定期間を整備事業の完了又は中止の日まで延長するものとする。
- 3 前2項の規定による認定期間の延長は、街づくり推進団体認定期間延長通知書(第5号様式)によるものとする。

(推進団体の認定の取り消し)

第4条 要綱第7条の規定による推進団体の認定の取消しは、街づくり推進団体認定取消通知書(第6 号様式)によるものとする。

(拡幅対象路線の提案)

- 第5条 要綱第9条に規定する拡幅対象路線の提案は、狭あい道路路線整備対象路線提案書(第7号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。
  - (1) 整備改善計画地区を示す図面
  - (2) 計画地区における関係権利者の同意書その1 (第8号様式)
  - (3) その他市長が必要と認めるもの

(拡幅対象路線の承認)

第6条 要綱第10条第1項に基づく拡幅対象路線の承認は、狭あい道路路線整備対象路線承認書(第9

号様式)によるものとする。

(計画案の提案)

- 第7条 要綱第13条に規定する計画案の提案は、狭あい道路整備改善計画提案書(第10号様式)に次に 掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。
  - (1) 整備改善計画地区を示す図面
  - (2) 計画地区における関係権利者の同意書その2 (第11号様式)
  - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 推進団体は、次条第2項に規定する同意書の追加提出を終了する場合は、同意書提出終了届出書(第 12号様式)を市長に提出するものとする。

(計画案の承認)

- 第8条 要綱第14条第1項に基づく計画案の承認は、狭あい道路整備改善計画承認書(第13号様式)によるものとする。
- 2 市長は、要綱第14条第1項に規定する計画案の承認後3年を限度として、前条第1項第2号に規定する同意書の追加提出を認めることができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、追加提出期間を延長することができる。
- 3 前項の規定による追加提出期間の延長は、計画地区における関係地権者の同意書提出期間延長通知書(第14号様式)によるものとする。

(派遣申請等)

- 第9条 要綱第16条第1項の規定による申請(要綱第15条第1項第3号の支援に限る。)は、市との事前協議後、コンサルタント派遣申請書(第15号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、要綱第16条第2項の規定による決定をしたときは、コンサルタント派遣決定通知書(第16 号様式)又はコンサルタント不派遣決定通知書(第17号様式)により申請者に通知するものとする。 (派遣決定の取消し)
- 第10条 市長は、コンサルタントの派遣を受けた推進団体が前条第1項の申請の内容と異なることを行ったとき又は派遣の目的が達成できなくなったと認めるときは、その派遣を取り消し、コンサルタント派遣取消通知書(第18号様式)により、推進団体に通知するものとする。

(報告)

第11条 要綱第15条第1項第3号の規定により派遣されるコンサルタントは、派遣業務が完了したときは、コンサルタント派遣結果報告書(第19号様式)を市長に提出するものとする。

(事業用地の寄附)

- 第12条 要綱第17条第3項の規定により事業用地を市に寄附しようとする者は、寄附申出書(第20号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の寄附に伴う所有権移転登記は、市長が実施するものとする。
- 3 第1項の寄附申出者は、寄附土地の相続登記が完了していないときは、前項の所有権移転登記の前

までに相続登記を完了するものとする。

4 第1項の寄附申出者は、寄附土地に所有権以外の権利が設定されているときは、当該権利を消滅させるものとする。なお、当該権利が登記されているときには、当該権利の抹消登記に必要な書類を直ちに市長に提出するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、この要領による改正前の尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱施行要領の様式による用紙で関係地権者が記入したものは、所要の修正を加え、使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 団体名 代表者 住所 氏名 電話

### 街づくり推進団体認定申請書

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第5条第4号の規定により下記の町内会長又は自治会長への説明が完了したため、同要綱第6条の規定により、街づくり推進団体として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 説明した町内会長又は自治会長 名称 代表者
- 2 説明した日時

注意 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。

- (1) 団体の規約、会則又はこれに類するもの
- (2) 団体の役員及び構成員の名簿
- (3) 団体の活動区域を示す図面
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式(第2条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長印

## 街づくり推進団体認定通知書

年 月 日付けで申請のあった街づくり推進団体認定申請については、 尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第6条の規定により、次のとおり認定し たので通知します。

- 1 認定団体名
- 2 認定期間
- 3 その他

当該団体の活動期間中に尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第5条第4号の規定により説明した町内会長又は自治会長が代わった場合は、新たに就任した町内会長又は自治会長に当該団体の街づくり活動の内容を説明してください。

第3号様式(第2条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長 印

## 街づくり推進団体不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった街づくり推進団体認定申請については、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第6条の規定により、街づくり推進団体の認定をしない旨を通知します。

理 由

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

届出者団体名代表者住所氏名電話

街づくり推進団体変更(解散)届出書

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第6条の規定により次の とおり変更(解散)したので、届け出ます。

変更又は解散の日		
変更事項	変 更 前	変更後

第5号様式(第3条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長印

## 街づくり推進団体認定期間延長通知書

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)する支援要綱施行要領第3条の 規定により、次のとおり街づくり推進団体認定期間を延長したので通知しま す。

団 体 の 名 称							
当初の認定期間	年	月	日	~	年	月	日
延長後の認定期間	年	月	日	~	年	月	目

笙ん	5 号様式	(笠 4	冬関係)
777 (	ノクベメンし	(カ)せ	不厌厌

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長 印

# 街づくり推進団体認定取消通知書

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第7条の規定により、 推進団体の認定を取り消しましたので通知します。

団体の名称	
認定の日付及び番号	
取 消 年 月 日	年 月 日
取消理由	

第7号様式(第5条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者団体名代表者住所氏名電話

狭あい道路路線整備拡幅対象路線提案書

- 1 計画地区(場所)
- 2 整備改善の内容
- 3 計画地区の現状及び整備改善による効果
- 4 同意者数(関係権利者数)
- 5 説明した町内会長又は自治会長名称代表者
- 6 添付書類
  - (1) 整備改善計画地区を示す図面
  - (2) 狭あい道路路線整備事業に関する同意書
  - (3) その他市長が必要と認めるもの

第8号様式(第5条関係)

年 月 日

## 狭あい道路路線整備事業に関する同意書

が提案する の拡幅事業について同意します。 また、拡幅に係る境界測量及び拡幅に存ずる物件調査について協力することに同意します。

- 1 土地及び物件の所在
- 2 土地所有者及びその他の権利者の住所及び氏名 氏名住所

第9号様式(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長印

## 狭あい道路整備対象路線承認書

年 月 日付けで提案のあった狭あい道路整備対象路線については、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第10条第1項の規定に基づき承認します。

## 条件

- 1 推進団体及び関係地権者は、狭あい道路の整備計画のための計画案策定に向けた取 組を進めること。
- 2 推進団体及び関係地権者は、狭あい道路の整備計画のための計画案策定に向けて実施する市の事業に協力をすること。

## 第10号様式(第7条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者団体名代表者住所氏名電話

#### 狭あい道路整備改善計画提案書

- 1 計画地区(場所)
- 2 整備改善の内容
- 3 計画地区の現況及び整備改善による効果
- 4 同意者数(関係権利者数)
- 5 説明した町内会長又は自治会長 名称 代表者
- 6 添付書類
  - (1) 整備改善計画地区(場所)を示す図面
  - (2) 計画地区における関係権利者の同意書
  - (3) その他市長が必要と認めるもの

第11号様式(第7条関係)

年 月 日

## 狭あい道路路線改善計画等に関する同意書

が提案する の狭あい道路路線改善計画に関わる次の土地を寄附すること及び支障となる物件を撤去することに同意します。

- 1 土地及び物件の所在
- 2 土地、物件の区分

土地 · 物件

3 土地所有者及びその他の権利者の住所及び氏名 氏名住所 第12号様式(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

尾張旭市長 殿

申請者団体名代表者住所氏名電話

## 同意書提出終了届出書

年 月 日に提出した狭あい道路路線整備改善計画提案書について、尾 張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱施行要領第7条第2項の規 定により、次のとおり同意書提出を終了します。

計画地区(場所)		
同意者数(関係権利者数)	(	)

第13号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長印

## 狭あい道路整備改善計画承認書

年 月 日付けで提案のあった狭あい道路整備改善計画については、尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第14条第1項の規定に基づき承認します。

## 整備事業実施の条件

- 1 推進団体及び関係地権者は、用地境界確認、物件調査への立会いや確認、土地の 寄附、支障となる物件の撤去及び隣接土地所有者として土地の境界確定測量に協力 をすること。
- 2 整備工事の実施は狭あい道路整備改善計画に係る事業用地寄附、支障物件の除 却及び移転後とする。

第14号様式(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長印

計画地区における関係地権者の同意提出期間延長通知

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱施行要領第8条第2項の 規定により、次のとおり同意書提出期間を延長したので通知します。

計画地区(場所)							
当初の提出期間	年	月	日	~	年	月	日
延長期間	年	月	目	~	年	月	目

第15号様式(第9条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者団体名代表者住所氏名電話

## コンサルタント派遣申請書

尾張旭市街づくり活動(狭あい道路整備改善)支援要綱第15条の規定によるコンサルタントの派遣を受けたいので、同要綱第16条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 派遣希望時期

年 月頃

2 内容等

第16号様式(第9条関係)	
---------------	--

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長 印

## コンサルタント派遣決定通知書

年 月 日付けコンサルタント派遣申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

団 体 の 名 称	
派遣者の名称、 住所及び連絡先	
派遣の日又は期間	

第17号様式(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長印

コンサルタント不派遣決定通知書

年 月 日付けコンサルタント派遣申請については、派遣しないことと決定しましたので通知します。

理 由

第18号様式(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

尾張旭市長印

## コンサルタント派遣取消通知書

年 月 日付 第 号により、コンサルタント派遣決定をしましたが、次の理由により、コンサルタント派遣決定を取り消しましたので通知します。

理 由

第19号様式(第11条関係)

年 月 日

尾張旭市長 殿

報告者 団体名 代表者 住所 氏名 電話

コンサルタント派遣結果報告書

尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)支援要綱第15条の規定に基づく コンサルタント派遣の結果を次のとおり報告します。

派遣日		年	月	日 (	回目)
活動の概要					

※ この報告書は、各回ごとに提出してください。

第20号様式(第12条関係)

寄附申出書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申込者 住所 氏名 電話

次のとおり寄附します。

- 寄附の目的
   尾張旭市街づくり(狭あい道路路線整備)の事業用地として
- 2 寄附の内容

所在地(尾張旭市)	地番	地目	地 積 (m²)	備考
	計			

3 付記事項

- 第1号様式(第2条関係)
- 第2号様式(第2条関係)
- 第3号様式(第2条関係)
- 第4号様式(第2条関係)
- 第5号様式(第3条関係)
- 第6号様式(第4条関係)
- 第7号様式(第5条関係)
- 第8号様式 (第5条関係)
- 第9号様式 (第6条関係)
- 第10号様式(第7条関係)
- 第11号様式(第7条関係)
- 第12号様式 (第7条関係)
- 第13号様式(第8条関係)
- 第14号様式(第8条関係)
- 第15号様式(第9条関係)
- 第16号様式(第9条関係)
- 第17号様式 (第9条関係)
- 第18号様式(第10条関係)
- 第19号様式(第11条関係)
- 第20号様式(第12条関係)